

7. さび止め塗装(7.8)(18.3)			15. 設備関係注意事項														
鉄鋼面の素地ごしらの種別(18.2.3) <table><tr><th>種 別</th><th>適用箇所</th><th>備 考</th></tr><tr><td>・ A種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ B種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ C種</td><td></td><td></td></tr></table> 鉄鋼面のさび止め塗料種別(18.3.2) ・ 鉄骨造部分 ・ 鉄骨部のさび止め塗料種別は下記とし、工場2回塗り(1層目1種、2層目2種)とする。 ・ JIS K 5674 ・ ・ デッキプレート下端 ・ 上記に同じ ・ さび塗装なし ・ 耐火被覆面 ・ さび塗装なし ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブ内面 ・ 鉄骨部のさび止め塗料種別は A種(JIS K 5621)とし、工場2回塗りとする。 ・ 鉄鋼面さび止め塗料塗り(18.3.3) ・ 見え掛り部分は A種、見え隠れ部分は B種とする。			種 別	適用箇所	備 考	・ A種			・ B種			・ C種			1) 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。設ける場合は工事監理者の承認を得ること。 2) 設備機器の架台および基礎については工事監理者と設計者の承認を得ること。 3) 床スラブ内に設備配管等を埋め込む場合は、鉄筋のかぶり厚を確保し、設備配管系はスラブ厚さの1/3、管の間隔を5 cm以上とする。 4) 給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受ける恐れがある場合は、「平成24年告示第1447号」を参照すること。 5) 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして以下の構造方法による。 ・ 建築設備(昇降機を除く)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。 ・ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するもの(以下「屋上水槽等」という)は、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。 ・ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90 cm以下とすること。 ・ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5 cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが厚さが25 cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。 6) 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備(給湯設備※を除く) ・ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 ・ 建築物の部分を通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 ・ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可換継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ・ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 ・ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 ・ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の質量が15 kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。		
種 別	適用箇所	備 考															
・ A種																	
・ B種																	
・ C種																	

※「給湯設備」：建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの

7) 令129条の2の3 の事項以外

・ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。設ける場合は設計者の承諾を得ること。

・ 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。

・ 床スラブ内に設備配管等を埋め込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を5 cm以上とする。

